

手話検定・通信講座受講等助成金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年4月鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第4条の規定に基づき、手話検定・通信講座受講等助成金（以下「本助成金」という。）の交付について、規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付目的)

第2条 本助成金は、学校教育における手話言語の理解を深めるため、教職員の手話技術の向上を目的として交付する。

(助成金の交付)

第3条 県は、前条の目的の達成に資するため、県内国公立小学校、中学校、高等学校、特別支援学校等（鳥取聾学校を除く）に勤務する教職員に対し、別表に定める助成額を予算の範囲内で交付する。

2 本助成金は、申請年度若しくは申請年度の前年度（2月以降に限る）に手話検定を受験した者及び通信講座を受講し修了証の交付を受けた者に対し、交付する。

(交付申請の時期等)

第4条 本助成金の交付申請は、様式第1号によるものとする。

2 前項の申請書の提出は、毎年2月末日までに鳥取県教育委員会教育長に提出するものとする。

3 申請書には別表に掲げる書類を添付しなければならない。この場合においては、当該書類を規則第5条第1号及び第2号に掲げる書類とみなす。

(交付決定の時期等)

第5条 本助成金の交付決定を規則第18条第1項による額の確定と併せておこなうこととし、原則として、交付申請を受けた後、審査を開始した日から、20日以内に行うものとする。

2 本助成金の交付決定通知は様式第2号によるものとする。

(実績報告の時期等)

第6条 規則第17条第1項の規定による報告は、規則第5条の交付申請書の提出をもって、報告があったものとみなす。

(雑則)

第7条 規則及びこの要綱に定めるもののほか、本助成金の交付について必要な事項は、鳥取県教育委員会教育長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行し、平成26年度の事業から適用する。

この要綱は、平成31年3月18日から施行し、平成31年度の事業から適用する。

この要綱は、令和6年4月1日から施行し、令和6年度の事業から適用する。

別表

	手話検定の受験	手話通信講座の受講
助成対象	全国手話検定5級以上	鳥取県職員人材開発センターの指定講座又は個人で任意に受講する講座で特別支援教育課長が認める講座
助成対象経費	検定料	受講料
助成額	単年度1回のみの検定料全額	助成対象経費の1/2以内の額で一人あたり単年度1万円を限度とする
助成支給要件	試験当日受験すること	合格点を得て講座を修了すること
申請書（様式第1号）添付書類	① 受験結果を証明する書類の写し ② 検定料の領収書	① 修了証の写し ② 受講料の領収書

* 1 助成対象の「特別支援教育課長が認める講座」については、事前に問い合わせること。

* 2 助成は申請順に行い、又予算の都合により減額、あるいは支給しない場合もある。